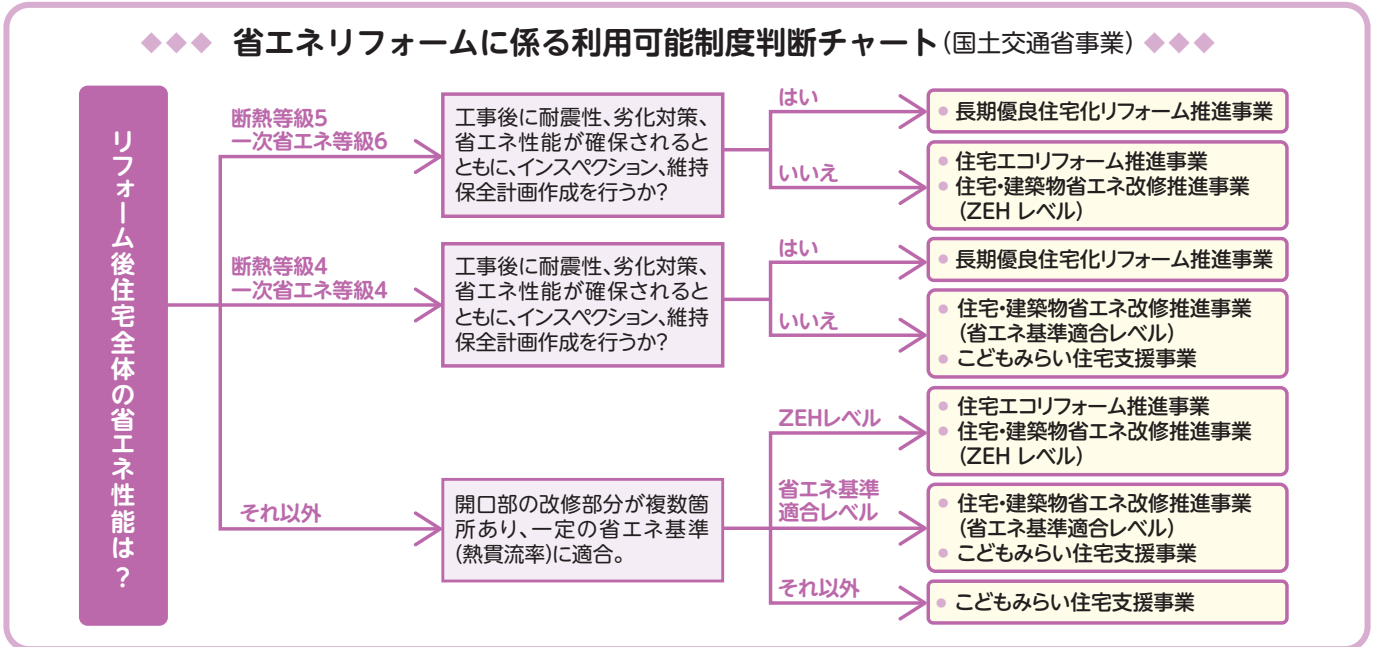


# Ⅱ. 補助制度

国土交通省ではリフォームに関する補助事業を複数実施していますが、省エネリフォームを対象とした補助事業は、工事後の省エネ性能や工事の規模によって該当する補助事業が異なります。省エネリフォームを実施する際は下記のフローチャートを参考にしてください。



## 長期優良住宅化リフォーム推進事業

〈国土交通省〉

良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修に対し、国が事業の実施に要する費用の一部について支援する事業です。

- **補助対象費用**
  - ・性能向上リフォーム工事に要する費用
  - ＜性能向上リフォーム工事の例＞
    - ・劣化対策や耐震性、省エネ対策など特定の性能項目を一定の基準まで向上させる工事
    - ・インスペクションで指摘を受けた箇所の改修工事
    - ・バリアフリー改修工事 等
  - ・三世帯同居対応改修工事に要する費用
  - ・子育て世帯向け改修工事に要する費用
  - ・防災性・レジリエンス性の向上改修工事に要する費用
  - ・インスペクション、住宅履歴情報の作成、維持保全計画の作成等に要する費用
- **補助額**
  - ・補助率：1/3（上記の補助対象費用の1/3の額が補助されます）
  - ・補助限度額：リフォーム後の住宅性能に応じて2つの補助限度額を設定しています。

リフォーム後の住宅性能	補助限度額
① 長期優良住宅(増改築)認定を取得しないものの、一定の性能向上が認められる場合	100万円/戸(150万円/戸)
② 長期優良住宅(増改築)認定を取得した場合	200万円/戸(250万円/戸)

( ) 内は、三世帯同居対応改修工事又は省エネ性能を高める改修工事を実施する場合、若者・子育て世帯又は既存住宅の購入者が改修工事を実施する場合

事業の詳細は下記にてご確認ください。

長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室  
長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局

TEL 03-5229-7568  
HP [https://www.kenken.go.jp/chouki\\_r](https://www.kenken.go.jp/chouki_r)



ここで紹介しているのは令和4年度の補助制度です。  
それぞれ申請期限や工事時期等が定められていますので、  
活用を検討する際は募集要領等をよくご確認ください。



## 住宅エコリフォーム推進事業

〈国土交通省〉

カーボンニュートラルの実現に向け、住宅ストックの省エネ化を推進するため、既存住宅の省エネルギー性能をZEHレベルへの高い省エネ性能へ改修する取組みに対して、国が支援する事業です。

- **補助対象** 開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事  
(改修例：二重サッシ、複層ガラス、躯体に断熱材挿入、高効率給湯器、LED照明の採用など)
  - ・設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下
  - ・改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)
  - ・令和6年度末までに着手したものであって、改修(部分改修を含む)による省エネ性能がZEHレベルとなるものに限る。
- **補助率** ①省エネ診断 1/3 ②省エネ設計 1/3  
③省エネ改修(建替えを含む) 戸建住宅等：11.5%、マンション：1/6
- **補助限度額** 補助率11.5%の場合

建物の種類	ZEHレベル
戸建住宅	512,700円/戸
共同住宅	2,500円/㎡

事務局は決まり次第、国土交通省ホームページで公開します。

## 住宅・建築物省エネ改修推進事業【省エネ基準適合レベル、ZEHレベル】

〈国土交通省・地方公共団体〉

カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物ストックの省エネ化を推進するため、国と地方公共団体が連携して既存住宅の省エネ改修を効果的に促進します。※以下は住宅に関する内容です。

- **交付金対象** 開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事  
(改修例：二重サッシ、複層ガラス、躯体に断熱材挿入、高効率給湯器、LED照明の採用など)
  - ・住宅の場合、設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下
  - ・改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)  
※耐震改修と併せて実施する場合は、住宅・建築物安全ストック形成事業等において実施
- **交付率等** ①省エネ診断 国と地方公共団体で2/3 ②省エネ設計 国と地方公共団体で2/3  
③省エネ改修(建替えを含む) 国と地方公共団体で、戸建住宅等23%、マンション1/3
- **補助限度額** (国と地方公共団体での補助額(交付率23%の場合))

建物の種類	省エネ基準適合レベル	ZEHレベル
戸建住宅	766,600円/戸	1,025,400円/戸
共同住宅	3,800円/㎡	5,000円/㎡

事業の詳細は本事業を活用する地方公共団体へご確認ください。

## 住宅・建築物安全ストック形成事業

〈国土交通省〉

地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、多くの地方自治体では、耐震診断・耐震改修に対する補助を実施しています。補助の対象となる区域、規模、敷地、建物用途等の要件は、お住まいの市区町村により異なります。詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

### こどもみらい住宅支援事業

※以下はリフォームに関する内容です。

〈国土交通省〉

省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図るために、住宅の省エネ改修等に対して国が(事業の実施に要する費用の一部について)支援する事業です。 ※子育て・若者夫婦世帯に限らず、対象となる改修工事をした方が対象です。

- **補助対象**
    - ① 必須工事：開口部、躯体等の断熱改修、エコ住宅設備等に係る工事
    - ② 任意工事<sup>\*</sup>：子育て対応改修、耐震改修、バリアフリー改修、空気清浄機
- ※必須工事と同時に行う場合に限りです。

- **補助限度額** 工事内容や属性に応じて異なります。

一般の方		子育て・若者夫婦世帯	
1戸あたり	上限30万円	1戸あたり	上限45万円
安心R住宅を購入しリフォームを行う場合 上限45万円		既存住宅を購入しリフォームを行う場合 上限60万円	

事業の詳細は下記にてご確認ください。

こどもみらい住宅支援事業事務局 **TEL** 0570-033-522(ナビダイヤル) **IP電話等** 042-204-0994  
**HP** <https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>



### 次世代省エネ建材の実証支援事業【次世代建材】

〈経済産業省〉

既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿建材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援する事業です。

#### 補助率・補助金の上限額

#### (1) 外張り断熱

戸建住宅において、外張り断熱工法等で外壁等を改修し住宅全体の断熱性能を向上させる改修が対象です。

- **補助額**
  - ① 地域区分1～4地域：補助対象経費の1/2以内。上限額は **400万円/戸**
  - ② 地域区分5～8地域：補助対象経費の1/2以内。上限額は **300万円/戸**

#### (2) 内張り断熱

戸建住宅または集合住宅において、断熱パネルや潜熱蓄熱建材を導入する改修が対象です<sup>\*1</sup>。

※1 断熱パネルまたは潜熱蓄熱建材の改修にあわせて導入する場合、断熱材、防災ガラス窓、窓、玄関ドア、調湿建材を用いた改修も対象となります。

- **補助額**
  - ① 戸建住宅：補助対象経費の1/2以内。上限額は **200万円/戸**<sup>\*2</sup>
  - ② 集合住宅：補助対象経費の1/2以内。上限額は **125万円/戸**<sup>\*2</sup>

※2 補助金下限金額：1住戸あたり20万円以上であること

#### (3) 窓断熱

戸建住宅において、全ての窓を外窓(防火・防風・防犯仕様)<sup>\*3</sup>を用いて改修する事業が対象です<sup>\*4</sup>。

※3 防火仕様の窓又はシャッター、雨戸、面格子が一体となった窓

※4 外窓(防火・防風・防犯仕様)の改修にあわせて導入する場合、任意製品(断熱パネル、潜熱蓄熱建材、断熱材、内窓、玄関ドア、調湿建材)を用いた改修も対象となります。

- **補助額** 補助対象経費の1/2以内。上限額は **150万円/戸**<sup>\*5</sup>

※5 外窓(防火・防風・防犯仕様)の改修にあわせて任意製品を用いた改修を行う場合は200万円/戸

事業の詳細は下記にてご確認ください。

環境共創イニシアチブ **TEL** 03-5565-3110 **HP** [https://sii.or.jp/meti\\_material04](https://sii.or.jp/meti_material04)

【受付時間】 平日 10:00～17:00



#### 補助制度と減税制度は両方使えるの？



夏冬も快適な室内にして、冷暖房費を節約するために省エネリフォームを計画。補助制度と減税制度の両方を利用できると良いのですが…

補助制度と減税制度の併用は可能です。

- 例えば……補助制度を利用して省エネリフォームを行う際に、適用要件を満たしている場合、所得税の控除や固定資産税の減額措置を受けることができます。控除額は、控除対象金額から交付された補助金の額を引いて計算します。

## 既存住宅における断熱リフォーム支援事業

省エネ効果(15%以上)が見込まれる高性能建材(断熱材、ガラス、窓、玄関ドア)を用いた住宅の断熱リフォームを支援する事業。対象となる改修工事に係る経費の一部について補助金が交付されます。

※要件を満たせば、高性能建材による断熱リフォームと併せて、家庭用蓄電システム、家庭用蓄熱設備、熱交換型換気設備、空調設備の導入も対象になります。

### ●補助率・補助金の上限額

- ① 既存戸建住宅：補助対象経費の1/3以内。上限額は**120万円**／戸
- ② 既存集合住宅：補助対象経費の1/3以内。上限額は**15万円**／戸

事業の詳細は下記にてご確認ください。

北海道環境財団補助事業部 **TEL** 011-206-1573

**HP** <http://www.heco-hojo.jp/yR03/danref/index.html>



## 介護保険法にもとづく住宅改修費の支給

介護保険においては、要支援及び要介護の認定を受けた方の一定の住宅改修(段差の解消や手すりの設置等)に対し、**20万円**まで(所得に応じて1割から3割自己負担)支給します。

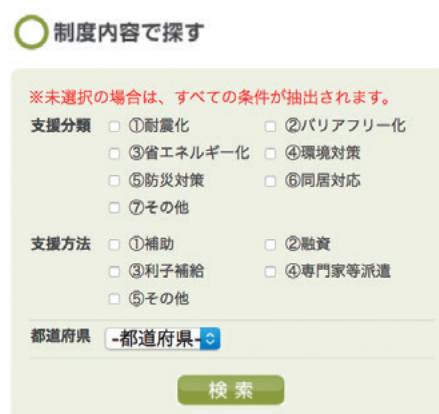
詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

## 地方公共団体における住宅リフォームに係る支援制度検索

地方公共団体が実施する補助制度を、都道府県・市区町村や制度内容等で検索できます。一般社団法人住宅リフォーム推進協議会のホームページで確認できます。

「地方公共団体における住宅リフォームに係る支援制度検索サイト」

**HP** <http://www.j-reform.com/reform-support>



### 国と地方公共団体の補助事業を併用することはできるの？



家の省エネやバリアフリーリフォームを考えています。いくつか国や市の補助金を見つけましたが、これらを併用することはできますか？

補助事業の種類によります。

- 国と地方公共団体の補助事業は併用できます。ただし、地方公共団体の補助事業に国費が入っている場合は併用できませんので事前にご確認ください。リフォームは改修規模や改修内容によって対象となる補助事業が異なります。事前に制度内容をよく確認し、適した補助事業への申請を検討することが大切です。